

3 民事介入暴力対策及び暴力団排除活動の状況

暴力団対策法施行10年を迎え、この間、警察や都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)を中心とした各種の暴力団排除活動が活発に行われ、暴力団組事務所撤去活動、暴力団被害者の援助、各種業からの暴力団排除等に成果を挙げている。

(1) 暴力団組事務所撤去活動の支援

暴力団組事務所撤去活動は、組事務所の存在に不安感を抱いている住民が一体となって展開する地域活動の代表的なものであり、警察は、都道府県センター及び弁護士会と連携し、暴力団組事務所の進出阻止・撤去、使用差止・建物明渡請求訴訟の提起等に対する支援を展開している。

【事例】弁護士会等三者協議会連携チームの支援により暴力団事務所が撤去された事例 (佐賀)

センターが開催した暴力特別相談日に、山口組傘下組織組事務所の家主の女性から「貸した住宅がいつの間にか暴力団事務所になっているので追い出して欲しい。」旨の相談がなされたことから、民暴研究会で検討を行い、弁護士会等と連携を取って事務所撤去を進めることとし、弁護士会は立ち退き訴訟を視野に入れた賃貸借契約違反による退去通告を行い、警察は徹底した捜査により恐喝未遂事件で同組織幹部(50)他2名を逮捕し、組事務所を捜索するなどした結果、同組事務所の撤去に成功した。

(2) 暴力団被害者等に対する援助等

ア 援助の措置の実施状況

暴力団対策法による中止命令等を発出した際、暴力的要求行為等の相手方や暴力団員から犯罪の被害を受けた者に対して、本人からの申出に基づき、交渉に当たったの助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている。

【事例】建設業者に対する債務免除要求行為に対して援助した事例(大阪)

山口組傘下組織幹部(40)が、建設業者に対して店舗改装費約630万円の債務免除を要求して中止命令を発出された事案において、要求行為の相手方からの申出により、店舗改装費支払い請求等の交渉のための警察施設の提供、違反行為者に対する必要事項の連絡等の援助を行った結果、相手方に対して店舗改装費を分割で支払う旨の合意が成立した。

イ 暴力団員を相手方とする損害賠償請求訴訟等の支援

全国各地で、暴力団員の違法・不当な行為による被害に係る損害賠償請求訴訟等の暴力団員を相手方とした民事訴訟が提起されており、警察も必要な支援を行っている。

【事例】三代目旭琉会会長らに対する使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟の全面勝訴 (沖縄)

三代目旭琉会の内部分裂による対立抗争に際して、警察官2名が三代目旭琉会傘下組織組員にけん銃で射殺された事件について、警察官の遺族らが、実行行為者及び犯行指示者である同傘下組織組員に対して不法行為責任を根拠に、また同会長及び傘下組織組長に対して使用者責任を根拠に提起した損害賠償請求訴訟について、沖縄弁護士会民暴委員23名

で結成する弁護士、(財)暴力追放沖縄県民会議の連携及び警察官による同会組織実態等の証言等による訴訟支援を展開した結果、実行行為者ら2人の不法行為責任及び被告組長らの使用者責任が認められ、被告4人に対して約3億2,000万円の支払いを命じる判決がなされた。

(3) 暴力団等の公共事業からの排除

暴力団の資金源を遮断するため、暴力団及び暴力団利用業者の公共事業からの排除を積極的に推進している。

【事例】山口組傘下組織に利益供与等を行っていた業者について県に通報し、指名除外した事例(長崎)

建設会社営業所への発砲事件を捜査中、同建設会社が山口組傘下組織幹部(60)に対して、現金を贈与するとともに、密接な交友関係を有していることが判明し、さらにその他2社についても同組織幹部と密接な関係であることが判明したことから、3社についてこの旨を長崎県に通報したところ、県は長崎県建設工事暴力団対策要綱に基づき、3社を6ヶ月の指名除外処分とした。

(4) 産業廃棄物処理業等からの暴力団排除

暴力団排除条項を新たに盛り込んだ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、産業廃棄物処理業等からの暴力団排除を積極的に推進している。

【事例】住吉会傘下組織幹部が事業活動を支配している産業廃棄物処理業者の新規許可申請を不許可とした事例(千葉)

千葉県からの照会に基づき産業廃棄物処理業新規許可申請会社の調査を実施したところ、住吉会傘下組織幹部(50)と関係を有する者が役員に就任しているなど、同幹部の当該業者に対する事業活動支配の実態が明らかとなったことから、千葉県に対して意見陳述を行った結果、県は不許可処分とした。

(5) 行政対象暴力排除対策の推進

暴力団を始めとした反社会的勢力が、行政機関の職員に対して、機関紙等の購読要求、公共工事等への下請参入要求等を図り、資金獲得活動を行っている実態が明らかになっている。これに対して警察は、行政機関に不当要求防止委員会等を設置するよう働きかけを行ったり、また、暴力追放運動推進センターと連携して不当要求防止責任者講習を実施するなど、行政対象暴力を排除する対策を積極的に推進している。

【事例】警察、行政機関、公共工事受注業者による不当要求防止対策の連携システムの構築と行政機関における不当要求防止対策委員会を設立した事例(和歌山)

和歌山県においては、山口組傘下組織に関係のある社会運動等標ぼうゴロが、行政機関の監督権限を利用して公共工事へ参入しようとした職務強要事件の検挙をきっかけに、公共工事における不当要求の実態と行政機関の対応の不備が明らかとなったことから、公共工事受注業者への責任者講習受講の義務づけ、警察・地方整備局工事事務所との連絡体制の確立等三者連携システムを構築するとともに、県、市町村、郵便局等の行政機関に不当要求に対応する組織として不当要求防止委員会を設立し、行政機関に対する不当要求を組織で排除するシステムを構築した。

(6) 都道府県センターを中心とした暴力団排除活動の活発な展開

都道府県センターは、警察その他の関係機関、関係団体との連携の下に、暴力団員による不当な行為に関する相談を始めとして、暴力団組事務所撤去活動の支援、暴力団員による不当な行為の被害者への見舞金の支給、訴訟費用の無利子貸付、暴力団員の組織離脱の支援等の事業を行っており、暴力団排除活動の中核として活動している。

(7) 暴力団関係相談受理状況

平成13年中に警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団員による不当な行為に係る相談の受理件数は3万6,669件であった。

相談の内容別については、暴力団対策法第9条各号に関する相談が9,665件(26.4%)となっている。

(8) 弁護士会等との連携状況

変貌する民事介入暴力事案に迅速、的確に対応するため、警察庁では、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターと、都道府県警察では、都道府県の単位弁護士会及び都道府県センターとの間に、「民暴研究会」を設置し、三者の緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援等に取り組んでおり、2月20日、全国すべての都道府県に「民暴研究会」が設置された。